

(仮称)利根町自治基本条例 町民の役割と責務(素案)修正案

前回提出案	修正案A
<p>(町民の役割と責務)</p> <p>第〇条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、自主的にまちづくりへ参加します。</p> <p>2 町民は、互いを尊重し、協力してまちづくりに努めます。</p> <p>3 町民は、次の世代のことを考え、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p>	<p>(町民の役割と責務)</p> <p>第〇条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、自主的にまちづくりへ参加します。</p> <p>2 町民は、互いを尊重し、協力してまちづくりを<u>進めます</u>。</p> <p>3 町民は、次の世代のことを考え、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p>
修正案B	修正案C
<p>(町民の役割と責務)</p> <p>第〇条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、<u>次の世代のことを考え</u>、自主的にまちづくりへ参加します。</p> <p>2 町民は、互いを尊重し、協力してまちづくりに努めます。</p> <p>3 町民は、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p>	<p>(町民の役割と責務)</p> <p>第〇条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、自主的にまちづくりへ参加します。</p> <p>2 町民は、互いを尊重し、<u>次の世代のことを考え</u>、協力してまちづくりに努めます。</p> <p>3 町民は、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p>